

## 5 特別支援教育を担う教員の処遇改善及び指導体制の抜本的強化について

近年、学校現場では、行動や情緒面に顕著な困難を抱える児童生徒が増加し、その支援ニーズは一層多様化・複雑化している。中には、自傷・他傷等の行動が見られる強度行動障害の状態を示す児童生徒もおり本人・周囲の安全確保を含めた特別な配慮と高度な専門的対応が不可欠となっている。

現行制度においては、特別支援学校は視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者が対象となっており、一方で、特別支援学級や通級による指導については、言語障害者・自閉症者・情緒障害者・学習障害者・注意欠陥多動性障害者の行動面・情緒面に特別な支援を必要とする児童生徒についても対象としている。このため、特別支援学級や通級による指導が果たすべき役割は一層大きくなっている。

現在、特別支援学級の編制の標準は1学級8人以下と定められているが、強度行動障害を含む多様な障害特性の児童生徒が在籍する特別支援学級においては、教員一人がすべての児童生徒に対して個別最適な学びを提供することが難しくなっている。

さらに、特別支援学校及び特別支援学級の学級担任は、児童生徒一人一人の特性に応じた個別の指導計画や教育支援計画による学習支援・生活支援に加え、保護者対応を含めた学級運営等、業務が一層複雑化しており、その業務負荷や困難性が増している。

このような状況の中、国の基準では、特別支援教育を本務とする教員には業務の特殊性を考慮した調整額（給料月額約3%）が支

給されているが、通常学級の担任に支給されている義務教育等教員特別手当の加算（月額 3,000 円）は対象外となっている。

さらに、調整額は令和 9 年 1 月から縮減され、令和 10 年 1 月には現在の 1 / 2 となる予定であり、特別支援教育に携わる学級担任の困難性や専門性等に見合う処遇が得られず、特別支援教育を担う教員の確保・定着が一層困難性を増すおそれがある。

個々の特性に応じた個別最適な学びの機会を確保するためには、きめ細かに指導・支援できる環境が必要であり、特別支援教育における教員の安定的な配置と専門性の確保が不可欠である。ついては、特別支援教育を担う教員の処遇改善及び指導体制の抜本的強化に向け、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、現在 1 学級 8 人以下と定められている特別支援学級における 1 学級の児童又は生徒の数の標準の引下げを行うこと。併せて、教員の不足が生じないよう、人材確保対策についても特段の配慮を講じること。

2 特別支援教育に従事する教員に支給される給料の調整額が縮減されていくことを踏まえ、特別支援学校及び特別支援学級についても学級担任加算を行うこと。